

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1284	令和元/6/5	福祉保健局 総務部 職員課	福祉保健局の職員研修上での都民求めた対応職員名拒否するのが分かるもの・出来るもの求める。	平成31/4/3	非開示 (不存在)	【非開示理由】 該当する公文書を取得または作成しておらず、対象公文書が存在しないため。	処分の取消を求める。本件は、下記理由示す「事実」有る根拠求めている。 職員名（対応した職員）拒むのは、何回もあり、公務上の理由分かるもの要す。公務員が公務中の対応者名拒否とは、まるで私人。 生活福祉部は、機能不全。東京都コンプライアンス基本方針欠如。東京都組織規定の異なる保護課・地域福祉課民生委員・児童委員は、信義則反する。公開条例第1条目的果たせないものは、地方公務員法第33条反する。	該当する公文書を取得または作成しておらず、対象公文書が存在しないため。
2	1285	令和元/6/5	福祉保健局 生活福祉部 保護課	平成12年12月14日社援保第72号・平成12年12月14日社援第2700号に、則る病状把握の義務負うのに、査察指導員（担当医療扶助受給者→地区担当員不足の為。）は、受診料の病状確認欠如や公式回答等でも、嘱託医の見解欠如する〇〇区実態：実施機関の妥当分かるもの求める。 （注）社発第727号・第2-2-（3）、社保第117号 （参）29福保生保第1391号弁明書-2頁第2の〇〇区への行政指導（レセプトの確認と嘱託医の協議）留まり、病状確認の指導欠如。但し、議事録上備考の点：指導の検討の記載。	平成31/3/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	処分取消を求める。平成〇年〇月〇日厚生労働省社会援護局保護課医療係〇〇主任連絡事項本件の請求した〇〇区事実を処分庁保護課〇〇区指導担当〇〇は、計4回の国の連絡を〇〇区へ連絡拒否。国は、〇〇区に連絡しているものと思っていたとの〇〇主任回答。〇〇の義務違反明らか。もはや、保護課職員は公務員失格。保護課職員は、「義務はない」主張繰り返すが、奉仕精神は、違反の禁止事項以外は、最大限の裁量での最善の住民の利益の保障の義務付け示すのを否認した義務否定（義務はない）。又、義務はないとは、権利がないとのことである為、権利欠く提示義務負う当然の法理示す。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
3	1286	令和元/6/5	福祉保健局 生活福祉部 保護課	2018年版生活保護手帳422頁～425頁の4 検診命令を実施対象は、住民（要保護・被保護者）だが、〇〇区は、医療機関院長への実施有。 上記の頁数上の医療機関への裁量可能なもの求める。尚、〇〇区は、検診命令書の交付先医師への〇円保護の支払いしている。	平成31/3/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	処分取消を求める。〇〇区の実行行為の根拠要す。公開条例第1条目的に則るもの第3条実施機関の取得有る中から特定せよ。平成〇年〇月〇日、厚生労働省社会援護局保護課医療係〇〇主任は、〇〇区の実行行為の疑義について、処分庁保護課〇〇区指導担当〇〇へ連絡しているが、〇〇区連絡怠る。 「国」→「都」→「〇〇区」の共通理解欠くのは、法令違反（地方公務員法等）。〇〇区が、独断での裁量可能なもの要す。それでも、「都」の教示する〇〇区の裁量実施だから、〇〇が、「国」見解を「〇〇区」連絡拒むのか、判然と分かる様なもの必要。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。 なお、処分庁は、条例第6条第2項に基づいて請求内容の確認を行っている。その際、請求人から補正の必要がない旨を確認した。その上で請求内容に基づき、公文書の特定制を行い、不存在の意思決定を行っている。
4	1287	令和元/6/10	福祉保健局 総務部 職員課	東京都福祉保健局生活福祉部の職員の行為が、サービスの原則に反することについて、福祉保健局総務部職員課が容認する根拠となる文書。	平成31/4/19	非開示 (不存在)	【非開示理由】 該当する公文書を取得または作成しておらず、対象公文書が存在しないため。	処分取消を求める。サービスの原則、東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3、等から、誰の為に、何の仕事をしているのか分からない公務員が、説明義務問うのは、都民の知る権利。しかし、福祉保健局は、対応職員名拒むこと再三。 東京都組織規定は、公開条例第3条実施機関示すもの。「事実」の法的根拠示すもの公開条例第1条目的。不存在は、私見の業務疑う。信義則反する本件。	該当する公文書を取得または作成しておらず、対象公文書が存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
5	1308	令和元/7/1	福祉保健局生活福祉部地域福祉課	職員が他の担当職員の名前を都民から問われた際、職員名の回答を拒否することができる根拠を示すもの	平成31/4/2	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	〇〇は、〇〇部〇〇担当の起案文書の決裁協議した担当職員が、テーブル対応拒む言及に、職員名問うと、職員名拒む。条例第7条2号非開示の考え方は、東京都職員除外。都の答申有。裁判の判例も、公務員名非開示除外有。	本件は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2号に基づき、公文書非開示決定処分としたものである。本件処分の決定理由は、以下のとおりである。 ・条例第11条第2号の該当性について 東京都コンプライアンス基本方針（平成29年5月17日29人服第36号）においては、全職員が共通して従うべき3つの行動指針を掲げている。 また、職員が当該基本方針で定めた3つの行動指針に従った行動を着実に実行できるようにするため、指針ごとに、職員がとるべき行動の「考え方」と具体的な場面に沿った「心構え」を別に定めているが、これらには、職員が他の担当職員の名前を都民から問われた際、職員名の回答を拒否することができる旨の記載はない。加えて、実施機関においても、職員が他の担当職員の名前を都民から問われた際、職員名の回答を拒否することができる根拠を定めた書面等は作成していない。 こうしたことから、実施機関においては、通常、職員が他の担当職員の名前を都民から問われた際は、その状況に応じ、個別具体的な対応をしており、特段の必要性がない場合、これを知らせていない。 以上の理由から、実施機関では、請求に係る公文書を作成、取得及び保有しておらず、当該対象公文書は存在しないため、非開示とする決定を行った。
6	1310	令和元/7/3	総務局総務部法務課	30総総法査第〇〇号判決は、東京都情報公開条例第20条（情報公開第20条部分）欠いたものだが、公開条例第1条目的は、第2条定義から、第3条実施機関の義務（第6条注意義務）が、説明責任負う為、決定通知改めるのではなく「取消」・「変更」いずれかの通知書交付での原案消滅を否定・否認する根拠示すもの求める。（平成28年1月28日総管第6号総務大臣通知等の国の見解、等々）本件請求は、H〇.〇/〇(〇)〇〇:〇~〇〇課長代理（情報公開課）・〇〇主任（法務課）の説明について。	平成31/4/11	非開示 (不存在)	【非開示理由】 実施機関では、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため	記録等欠いた共通理解欠如の再三有る職員らのため、公務専念難しい。原則：共通理解から、原則欠如。その為、主観的な業務と化す。また、「場当たり」化す。 同じ制度・同じ条文・同じ手引き・同じ要綱・同じ中央研修資、等の知事下の統一欠如は東京都組織規定反した東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3欠如。 本件の審査請求の理由欠くとの弁明には、真っ向から争う。	審査請求人は、本件開示請求において、審査請求の対象とされた処分が取り消された際に、当該審査請求が当然消滅するのではなく、審査請求が不適法なものとして却下される根拠となる資料の開示を求めていると解される。処分庁は、本件請求文書を作成又は取得しておらず存在しないことから、条例第11条第2項の規定に基づき、本件非開示決定処分を行ったものである。 なお、対象文書として表示された「30総総法査第〇〇号判決」とは、審査請求人が別に提起した公文書一部開示決定処分の取消しを求める審査請求を不適法なものとして却下した判決であり、処分庁は、本件処分通知書に「新行政不服審査制度」（行政不服審査制度研究会著）の177条を抜粋したもの（以下「本件文献」という。）を同封して送付したが、本件文献は公文書ではない。
7	1312	令和元/7/8	生活文化局総務部総務課	東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3は、生活文化局職員の担当業務の説明義務を免除出来るのが分かる資料求める。 例示：情報公開課〇〇課長は、「起案文書」について、担当課長の協議しており、その任について、詳細な説明求めた都民に対して、説明義務拒む。	令和元/5/9	非開示 (不存在)	【非開示理由】 開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	処分取り消し求める。 公務員倫理テキストの（3）説明責任（アンビリバティ）は、東京都は説明責任全うするため、平成11年「情報公開制度」策定。と有るので、作成資料・取得資料の欠如が、免除欠く。 情報公開課職員一部の主観的な主張は東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3の欠如元での行為。 人事担当H29年度〇〇主任同じく東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3欠如元での行為：弁明書は極めて攻撃的。説明責任負う職員の服務上の問題。	1 本件処分について 本件開示請求は、情報公開課〇〇課長が協議を行った起案文書の判断等について、審査請求人が本人に面会及び説明を求めたことに対し、情報公開課の他の職員が対応することとしたことを「情報公開課〇〇課長は、「起案文書」について、担当課長の協議しており、その任について、詳細な説明求めた都民に対して、説明義務拒む。」として例示した上で、東京都コンプライアンス基本方針で定める行動指針について、生活文化局職員の担当業務の説明義務を免除出来るのが分かる資料を求めるものである。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
									<p>上記請求内容に係る公文書については、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しないことから、非開示決定を行った。</p> <p>2 非開示決定（不存在）理由について 東京都コンプライアンス基本方針で定める行動指針は、全職員を対象とするものであり、生活文化局職員を例外とする規定はない。 そのため、実施機関において請求内容に係る公文書は取得及び作成をしておらず、存在しない。 また、情報公開課〇〇課長が協議を行った起案文書の判断等について、審査請求人が当人に面会及び説明を求めたことに対しては、組織的対応として、情報公開課の担当職員が応対するとしたものであり、説明義務を拒んだものではない。</p>
8	1316	令和元/7/16	福祉保健局生活福祉部保護課	〇〇区〇〇課は、実際に検診を行っていないにもかかわらず、検診料（〇〇点）を支払っている。これは2018年度版生活保護手帳422頁から425頁のうち423頁に定められている「（４）検診書の検討及び受理」の手続きを欠いた行為であり、そのような行為ができる根拠が分かる資料	平成31/4/8	非開示（不存在）	【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	〇〇区は、検診欠いた例外的裁量の〇〇円支払う。又、「本人に発し」（そもそも、未受診であった）欠いた本人不知の検診命令書の交付→当該医師。〇〇区は、原則上問題ないとしながら、例外的裁量「本人不知の検診欠如の検診料支払（〇〇円）っていた。厚生労働省は、「〇〇区」義疑示すも、〇〇区主張「法令・国の通知」であった。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
9	1318	令和元/7/16	福祉保健局生活福祉部保護課	厚生労働省社会・援護局保護課医療係〇〇から平成〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日の3回に渡って、保護課〇〇区指導担当の〇〇に対し〇〇区問題について連絡があったが、〇〇はそのことを〇〇区へ伝えなかった。その対応がどのような根拠に基づいているのかわかる資料	平成31/4/8	非開示（不存在）	【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	処分取消求める。国の権限職からの連絡は、〇〇の課内共有のみならず、〇〇区への連絡義務（法的）有り、記録欠いては、主観的となっていく。 〇〇区は現在も、根拠欠如（法的根拠欠如）を正当化している。 ※医療要否意見書（医療担当規定）欠如の判断の正当化・法第28条検診命令書の（法第15条反する）検診欠如を例外的裁量主張、等々。 「記憶」は主観となる。（脳科学）	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
10	1325	令和元/8/6	福祉保健局総務部総務課	29福保生保第736号「平成29年度保護課新転任職員研修」の研修資料（9）-4「助言指導の考え方」の内容と異なる弁明書を作成できる根拠が分かるもの	平成31/4/19	非開示（不存在）	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取消求める。弁明書は公文書。定義欠いた作成は不当行為。又、東京都文書事務手引は、政策法令の質の向上目的の作成（文書課の弁明書）。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
11	1326	令和元/8/6	福祉保健局総務部総務課	平成〇年〇月〇日に、生活福祉部保護課に来庁した時、〇〇が同課の〇〇に対し、国の通知の写しの提供を求めたところ、提供を拒否した。そのような対応が正しいことを示す資料	平成31/4/17	非開示（不存在）	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取消求める。従来は、〇〇（H29年度〇〇区指導担当）・〇〇（H29・H30年度）・〇〇（H30年度）の情報提供有。一該当部分。 平成31年3月：〇〇・〇〇の該当部分抜粋の情報提供有。何故、差異あるのか。弁明書求める。（説明義務：弁明） ※東京都福祉保健局生活福祉部は、東京都組織的差異有。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
12	1328	令和元/8/6	福祉保健局 総務部 総務課	福祉保健局総務部総務課文書担当に対し、国の一般公開の通知類であるにもかかわらず、生活福祉部保護課の保有する公文書であるため都民の求めに対して通知の情報提供を拒否することが出来るとする特段の根拠資料	平成31/4/19	非開示 (不存在)	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取消求める。福祉保健局生活福祉部保護課〇〇の事実行為を本件請求。法的根拠欠いた事実行為の職員は、不当行為。公開条例1条。 厚生労働省社会・援護局（保護課）交付のものは、保護課（都）業務であるため、当該通知上示した説明義務を負う。しかし、情報提供拒むとは、私見（公務上の私見）述べる職員であり、何の業務か判明しない。 現に、〇〇（保護課）は、通知上異なる発話している。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
13	1329	令和元/8/6	福祉保健局 総務部 総務課	平成〇年〇月〇日に31階の生活福祉部保護課のテーブルで〇〇が情報提供を拒否した対応について、東京都組織規程において「情報公開に関すること」を分掌事務とする福祉保健局総務部総務課文書担当の見解がわかるもの	平成31/4/19	非開示 (不存在)	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取消求める。東京都組織規定の業務上：東京都職員懲戒処分規定の元。公開条例第1条・第2条。 保護課は情報提供行ったり・拒んだり、職員次第の相違。H29、H30年度（H31.3月まで）は情報提供有った。「不存在」は情報提供拒める根拠欠く（不明）。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
14	1330	令和元/8/6	福祉保健局 総務部 総務課	指定医療機関医療担当規定第7条に規定する「総合レセプト」を不知の状態、福祉保健局生活福祉部保護課が区市福祉事務所への指導業務を行うことが可能だとする根拠	平成31/4/25	非開示 (不存在)	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	請求異なる決定の為、請求正しく決定求める。請求書、並びに、補正書の証拠示す。処分庁の総務課の無知明白の本件。（行政機関が、国の各局規定：告示分からは、地方公務員法第32条反する行為。） 本件は、請求事項の誤認である。又、個別異なるものをあたかも同一かの扱いする決定事項は、単に法令不知を明白にした。◎診療報酬明細書（レセプト）は、医療費請求するもの。◎医療要否意見書は、福祉事務所が求めるもの。（指定医療機関医療担当規定第7条0円のもの） 厚生労働省に従え。	当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 なお、開示請求の内容については、補正書の記載内容及び請求者の発言内容に基づき、特定したものである。
15	1336	令和元/8/7	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	職員名拒む根拠分かるもの求める。	平成31/4/9	非開示 (不存在)	【非開示理由】 請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在していないため	処分取消求め。事実「職員名は個人情報」主張の福祉保健局回答。 公務上の職員名示す説明義務有。しかし、福祉保健局一部職員は、「職員名は個人情報」説明。その為、本件は、「職員名」個人情報（地方公務員法第34条）・東京都情報公開に関する条例第1条目的・第2条定義（手引部分）の判断争点。 又、東京都個人情報保護に関する条例第2条2号：定義の趣旨の公務上の職員名を公的な庁内テーブル（都民対応）・業務上の通話（都民対応）での職員対応者名拒めるのか？明白にすべきである。	本件開示請求の内容は、業務において職員名を明らかにすることを拒否できる根拠が分かる文書を求めるものである。 本件開示請求に係る公文書を探索したところ、審査請求人の請求にかなう文書は存在しなかったため、「請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在していない」として、文書不存在による非開示決定を行った。 なお、審査請求人が引用している東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第1条は、条例の目的について規定している条項であり、情報公開制度が地方自治の本旨という憲法の理念を踏まえた制度であること及び都が都民に対しその諸活動を説明する責務を果たさなければならないことを明らかにしている。 また、条例第2条は、「実施機関」及び「公文書」についての定義を規定している条項である。いずれの条項も、業務において職員名を明らかにすることを拒否できる根拠を規定しているものではない。 なお、東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日付11政都情第389号）第2の3において、主務課が行う事務について規定しているが、業務において職員名を明らかにすることを拒否できる根拠が分かる規定は存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
16	1337	令和元/8/7	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	情報公開制度は、一般公開（HP・3階情報公開ルーム販売・書店販売）のものが、情報提供義務ないと分かるもの求める。 例示：保護課（〇〇）「情報提供の義務はない」回答。但し、平成30年度まで情報提供している。	平成31/4/18	非開示 （不存在）	【非開示理由】 請求に係る文書を作成及び取得していないため	○年度～○年○月末まで、保護は、情報提供行っている。禁止事項以外は、最大限の裁量範囲の行政サービス可能。 現に、総務局・福祉保健局総務部職員課、他等の各局の担当職の情報提供の交付何回もある。○年、保護課〇〇は、情報提供する回答有。運用が、統一性欠くのは、行政サービス差異生じる。 情報提供の交付が、条例違反ではない限り、可能である。「不」は、法令根拠欠如を示すのを理解せよ。（客観的物証欠如）東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3従え。 「知る権利」手段が、争点の本件である。HP上の明確な公開せよ。※情報提供の義務はない弁明（本件）は、都民の知る権利否認した。 教育庁・福祉保健局・総務局・生活文化局、等は、年度年度の該当の抜粋した情報提供の交付有るが、不当行為となるのか。	本件請求内容は、ホームページ、都民情報ルーム又は書店にて公開又は販売されている文書について、職員が都民に情報提供を行う義務がないことについて記載された文書を求めるものである。 東京都情報公開条例の施行について（通達）（11政都情第366号平成11年12月20日）（以下「施行通達」という。）第34条関係第1の2では、「本条は、公文書開示制度のほか、都民が都政に関する正確で分かりやすい情報を迅速に得られるよう、都民からの開示請求を待つことなく、積極的に都政に関する情報を公表又は提供する情報公表施策及び情報提供施策の整備拡充を進め、情報公開を総合的に推進していくこと並びに都が設立した地方独立行政法人が行う事業に関する情報についても、同様に情報公開を推進していくことを明らかにしたものである。」と規定している。 また、施行通達第36条関係第1の1では、「本条は、情報公開の総合的な推進を図るための情報提供施策の拡充について定めたものである。」と規定している。 上記のとおり、条例第34条及び第36条では、情報提供の施策等について定めてはいるが、職員に対して、写しの交付を義務付けているわけではなく、その他の規定等についても同様である。そもそも、職員に対して、写しの交付を義務付けてはいることから、当該行為の必要性について記載された文書は存在しない。 よって、請求に係る文書を作成及び取得していないことから、本件開示請求に対し、文書不存在による非開示決定を行った。
17	1346	令和元/8/16	福祉保健局 総務部 総務課	○福保総総第○号（平成○年○月○日「非開示決定通知書（不存在）」は、請求と異なる為、再度以下の請求行う。平成○年○月○日補正書とより「総合レセプト（保医発第○号-第○）」不知での、区・市福祉事務所の指導検査（各指導担当課長代理業務）の可能な根拠求める。	令和元/5/27	非開示 （不存在）	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	○〇は、「総合レセプト」不知の審査請求の諮問事案有り、受診料通院回数無知や傷病名不知。寄って、「総合レセプト」活用不可である。 法的根拠欠く不存在は、保護課の是非の不明だ。	当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。
18	1373	令和元/9/20	生活文化局 総務部 総務課	生活文化局総務部総務課人事担当の人材育成上の研修資料等に基づき、以下の「文言（職員らの言及）」について、 ①「協議（〇〇）」「助言（〇〇）」異なる言及 ②「提供（〇〇・〇〇・〇〇・〇〇）」：公開条例第34条「提示（〇〇・〇〇・〇〇）」：公開条例第34条」 ※公開条例第34条：提供（手引き）等の都民対立②提供と提示の違い、①職員間相違の矛盾。東京都コンプライアンス基本方針行動指針1・2・3（地方公務員法第35条特には）との齟齬が分かるもの。（信義則が、注視）	令和元/7/16	非開示 （不存在）	【非開示理由】 開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	処分取消求める。①「理由説明書（案）」は、協議or助言か。②手引の中央研修資料は、運用解釈どうなのか。 言語問題多発する情報公開課の研修資料の共通理解欠如は、他局へも波及している。情報公開取扱事務要綱の協議：起案文書の〇〇決裁。しかも、審査庁同席上テーブルの説明義務が、二転三転。（一貫性欠如） ※公務員失格「日本語おかしい」案件多々有。何の処分も無い職員らの言語問題続く。（小学校児童次元） 例示「同じく」分からない。「業務上分からない」。公開条例第20条審査会の判断は、委員の権限分からない。等々の事実関係が直近有。 公開条例第1条目的（手引部分）従え。 整合性計れないこと再三に渡り起きている。	開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
19	1377	令和元/9/26	総務局 人事部 人事課	東京都組織規定の人事課育成班の都民の個人情報に関する、又は、扱うのが、具体的分かるもの求める。	令和元/7/25	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都組織規程の分掌事務は課単位で定められているため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取消求める。東京都組織規定従え。公開条例7条2号の乱用。 個人情報保護条例第2条第2項定義（手引の趣旨）を否認する公開条例第7条2号乱用。 「サービスの原則」従え。東京都コンプライアンステキスト従え。「東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3」従え。「東京都組織規定」従え。東京都の「公開条例第7条2号」の統一性の確保せよ。	東京都組織規程の分掌事務は課単位で定められているため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。
20	1378	令和元/9/26	総務局 人事部 人事課	人事課育成班は、○生広情第○○号（H○.○/○）中央研修資料の非開示の考え方について異なるのが分かる資料求める。	令和元/8/1	非開示 (不存在)	【非開示理由】 人事課人材育成班は、平成○年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における情報公開制度研修資料と考え方が異なる公文書は作成及び取得していないため、本請求に係る資料は存在しない。	処分取消求める。整合性欠如の事案有。地方公務員法第30条・第31条は、全体的な奉仕者に専念する着任示す。公務員倫理テキストの相反する人事課育成班。	人事課人材育成班は、平成○年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における情報公開制度研修資料と考え方が異なる公文書は作成及び取得していないため、本請求に係る資料は存在しない。
21	1382	令和元/10/1	総務局 人事部 人事課	○総人第○○号（R○.○/○）の件 （1）・（2）の資料には、「職員のメンタルヘルス」扱うが、都民対応中の職員が、その都民のメンタルヘルスを無視（視点欠如）出来るもの求める。 ※研修資料、等々。	令和元/7/3	非開示 (不存在)	【非開示理由】 「都民対応中の職員が、その都民のメンタルヘルスを無視（視点欠如）出来るもの（研修資料、等々。）」が含まれる内容の研修は行っておらず、そのほかに請求に係る公文書は作成及び取得していないため、存在しない。	処分取消求める。本件の請求する事実関係：都民のメンタルヘルス無視有。職員のメンタルヘルス課長代理研修は、都民のメンタルヘルスより理解可能示す。 信義則は、都民の信頼得る為の適宜対応である。：東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3。東京都組織規定則る適切な行政サービスの最大限裁量実施の法的義務負う都職員が、「中央研修資料類」異なる言動再三有る福祉保健局・生活文化局の一部職員ら：サービスの原則欠如に対応求めても、○○の私見による不適切な対応に精神的苦痛受ける都民の事案有。 東京都職員には、感情業務かの言及しばしばの数人いる。「職員の感情」・「職員の人格」の言及の職員らは、そもそも、信義則欠く：「都民の感情」・「都民の人格」の否認・否定。職員のメンタルヘルス・都民のメンタルヘルス、双方の差異なく研修資料の作成義務負う。地方公務員法第33条示す。	「都民対応中の職員が、その都民のメンタルヘルスを無視（視点欠如）出来るもの（研修資料、等々）」が含まれる内容の研修は行っておらず、そのほかに請求に係る公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
22	1383	令和元/10/1	総務局 人事部 人事課	職務名拒む、職員名の記帳欠如、等は、正当な人事評価の可能なもの求める。（課長代理行為） 例示：都民の苦情から、職員名の判明。（事実確認） 例示：都民が苦情欠いては、職員名不明。（事実確認不可） ※研修資料、等々。	令和元/7/3	非開示 (不存在)	【非開示理由】 「職員名拒む、職員名の記帳欠如、等は、正当な人事評価の可能なもの（研修資料、等々）」が含まれる内容の研修は行っておらず、そのほかに請求に係る公文書は作成及び取得していないため、存在しない。	中央研修資料○生広情第○号非開示の考え方の公開条例第7条2号は職員名簿開示だが、起案文書○総人第○号に係る「○○対応メモ」が職員について・民生委員についてを都民にすり替えた申出者部分非開示である。東京都組織規定に従え。 当時、○○は、福祉保健局生活福祉部地域福祉課○○の職員名拒むことを許している。しかし、本件の不存在は、○○の私見示しているため、公務上の私見は、認容出来ない。	「職員名拒む、職員名の記帳欠如、等は、正当な人事評価の可能なもの（研修資料、等々）」が含まれる内容の研修は行っておらず、そのほかに請求に係る公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
23	1384	令和元/10/1	総務局 人権部 企画課	総務局人権部が保有する文書のうち、昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）以降の「特別永住者」について分かるものを求める。	令和元/7/9	非開示 (不存在)	【非開示理由】 総務局人権部では特別永住者に関する事務を行っていないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	官報は地方公務員法第32条。（サービスの原則）東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3、東京都組織規定上の義務から、公開条例第1条目的（情報公開事務手引）、等の説明責任負うため、不存在不当である。 官報は、政令であり、地方公務員法第32条法令順守に当たる。官報は、インターネット官報の都の契約有ると聞く。行政機関は、「官報」不知では、法治国家としての地方公共団体の務め出来ない。	処分庁は、特別永住者に関する事務を行っていないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
24	1385	令和元/10/2	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	公費で購入している書籍等の写しを情報提供として交付することを拒むという行為が、情報公開制度上、認められることが分かる文書	令和元/7/5	非開示 (不存在)	【非開示理由】 請求にかかる公文書は作成及び取得していないため	<p>処分取消求める。東京都組織規定に従え。</p> <p>公費購入の目的は、業務で扱う為としている。寄って、都民等の請求対象でもある。現に、情報提供している実施機関ある。</p> <p>公開条例第1条目的（手引部分）。東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3。東京都例規集。等々。</p> <p>東京都の統一性の確保求める。（透明性の確保）（審査庁からは、提供得る処分庁保有のもの多々有。）又、情報提供の禁止する記載欠く為、裁量可である。情報提供（条例第6条、条例第34条）は、条例第1条目的則のものであり、禁止事項欠くなら、情報提供出来る。</p>	<p>請求人によると、請求人が、福祉保健局生活福祉部保護課（以下「保護課」という。）を訪れた際に、公費で購入した書籍を印刷し、その印刷したものを交付するよう求めたが、保護課の職員はこれに応じなかったとのことであった。</p> <p>この点に関して、請求人は、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第34条において、「都は、情報提供施策の拡充を図り、都政に関する正確で分かりやすい情報を都民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする」旨定められており、また、条例第36条において、「実施機関は、都民の需要を踏まえた情報提供の充実に努める」旨定められていることから、都は公費で購入している書籍等の写しを情報提供として交付すべきところ、それを行わなかったため、その拒んだという行為の情報公開制度上の根拠を求めたものであるとのことであった。</p> <p>しかし、条例第34条は、都民が都政に関する正確でわかりやすい情報を迅速に得られるよう、都政に関する情報を公表又は提供する情報公表施策及び情報提供施策の整備拡充を進め、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものであり、また、条例第36条は、実施機関が情報提供の量的拡充又は質的な向上に努め、都民等への情報提供の充実に図るとともに情報提供を行う施設においても利便性の向上等に努めることを定めたものであることから、これらの規定により、都は公費で購入している書籍等の写しを情報提供として交付することが義務付けられたものではなく、また、請求に係る公文書は作成及び取得していないため、文書不存在による非開示決定とした。</p> <p>なお、請求人が審査請求書に記載する「東京都組織規程」（昭和27年11月1日東京都規則第164号）及び「31生総総第534号（令和元年6/12）「（1）・（2）・（3）」研修資料」においても、都は公費で購入している書籍等の写しを情報提供として交付すべき旨の規定あるいは記載はない。</p>
25	1387	令和元/10/11	生活文化局 総務部 総務課	情報公開課○課長代理、総務課人事担当○主任は、令和元年○月○日○時○分～○時○分の都民対応テーブル上での「手引き（各条例）」について、30○○第○○号（HO.○/○）中央研修資料の非開示の考え方異なる主張だった為、手引きと研修資料の異なるのが分かる資料求める。（服務上、接遇上、等について）	令和元/8/1	非開示 (不存在)	【非開示理由】 当該手引き及び中央研修資料の考え方は同一であるべきであり、服務上、接遇上、異なる主張をしても良いとする資料等を作成する必要はないため、開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	<p>処分取消して、合致or相違の判明するもの求める4課事案有。（審査請求中）</p> <p>統一性の確保の義務示す。</p>	<p>本件処分に係る当該手引き及び中央研修資料の考え方は同一であるべきであり、服務上、接遇上、異なる主張をしても良いとする資料等を作成する必要はない。</p> <p>そのため、実施機関において請求内容に係る公文書は取得及び作成をしておらず、存在しないことから、東京都情報公開条例第11条第2項に基づく非開示決定処分を行ったものであり、適法かつ妥当なものである。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
26	1388	令和元/10/11	生活文化局 総務部 総務課	目的以外の都民対応一連が、「苦情処理等シート」扱えるのが分かる資料求める。(地方公務員法第31条)	令和元/8/1	非開示 (不存在)	【非開示理由】 都民から寄せられた相談、提言、要望等については、その記録内容を限定する基準を設けていない。 このため、開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成しておらず、存在しない。	処分取消して、処分庁の職員研修資料の請求者の電話対応が、目的以外の個人情報収集(不同意)であった為、整合性の判然とするもの求める。 「〇〇シート(略)」諮問事案は、生活文化局職員研修資料の開示請求の目的示す都民対応が、不同意の個人情報収集した記録：公開条例第7条2号扱うもの。本件「不」との整合性欠如。 東京都の「公開条例第7条2号」の統一性の確保せよ。 むやみに、都民の個人情報の収集あってはならない。	都民から寄せられた相談、提言、要望等については、その目的や内容が多岐にわたるため、記録内容を限定する基準を設けていない。 そのため、実施機関において請求内容に係る公文書は取得及び作成をしておらず、存在しないことから、東京都情報公開条例第11条第2項に基づく非開示決定処分を行ったものであり、適法かつ妥当である。
27	1389	令和元/10/11	生活文化局 総務部 総務課	東京都組織規定で、生活文化局総務部総務課人事担当の都民の個人情報に関する、又は、扱うのが、具体的に分かるもの求める。	令和元/8/15	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都組織規程上、生活文化局総務部総務課人事担当が都民の個人情報を扱うことに関する具体的な定めはないため、開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成しておらず、存在しない。	処分の取消求める。諮問事案との本件処分は、不整合。 ○生総総第○号理由説明書との本件整合性欠く。 東京都の「公開条例第7条2号」の統一性の確保せよ。 東京都個人情報保護条例の中央研修資料の該当有無求める。	東京都組織規程上、生活文化局総務部総務課人事担当が都民の個人情報を扱うことに関する具体的な定めはない。 そのため、実施機関において請求内容に係る公文書は取得及び作成をしておらず、存在しないことから、東京都情報公開条例第11条第2項に基づく非開示決定処分を行ったものであり、適法かつ妥当である。 また、生活文化局総務部総務課人事担当では、東京都組織規程における文章について、東京都個人情報の保護に関する条例第6条により公表している事務の範囲で個人情報を適切に扱っており、本件処分は審査請求人が主張する○生総総第○号との整合を欠くものではない。
28	1393	令和元/10/18	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課	東京都組織規程上で、福祉保健局生活福祉部以下の課 保護課各担当 地域福祉課民生委員・児童委員担当 が、都民の個人情報を取り扱う業務を行っていること、又は、都民の個人情報に関する権限等を有していることが明文化されているもの。	令和元/7/25	非開示 (不存在)	【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	処分取消求める。〇〇の「都民対応メモ」事案(審査請求中)が、公開条例第7条2号の扱いである。 民生委員は、地方公務員法第3条第3項第3号「特別職の公務員」であり、当然の法理を熟知の義務負う公人である。 請求人(都民)は、サービスの原則欠く〇〇への不信強い。 ※都民は、地方公務員法第34条「守秘義務」厳守の権利有。 起案文書は、全部黒塗りである。	東京都組織規程上において、地域福祉課民生委員・児童委員担当が、都民の個人情報を取り扱う業務を行っていること、又は、都民の個人情報に関する権限等を有していることは明文化されていないので、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
29	1394	令和元/10/18	福祉保健局 生活福祉部 保護課	東京都組織規程上で、福祉保健局生活福祉部以下の課 保護課各担当 地域福祉課民生委員・児童委員担当 が、都民の個人情報を取り扱う業務を行っていること、又は、都民の個人情報に関する権限等を有していることが明文化されているもの。	令和元/7/25	非開示 (不存在)	【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	処分取消して、起案文書とうりの公開条例第7条2号の判明するもの求める。都民ワーク・シート等の都民窓口対応録の開示部分有っても、その当該事案の起案文書が、公開条例第7条2号乱用多量有り、中には、A4紙真っ黒もある為、全く何の資料か不明。「知る権利」侵害示す。公開条例第1条目的(東京都情報公開事務引きの趣旨は、透明性の確保示す) 東京都の「公開条例第7条2号」の統一性の確保せよ。 〇〇区は「レセプト(総合レセプト)」不知の対応再三である。	東京都組織規程上において、保護課各担当が、都民の個人情報を取り扱う業務を行っていること、又は、都民の個人情報に関する権限等を有していることは明文化されていないので、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
30	1397	令和元/10/29	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	〇〇第〇〇号（〇年〇月〇日）「開示請求却下通知書（情報公開条例、東京都個人情報条例）は、公開条例第34条免除するもの求める。※本件は、情報提供拒むものである。	令和元/7/25	非開示 （不存在）	【非開示理由】 〇〇第〇〇号は、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第18条第2項に基づき却下しており、条例第34条に規定する「情報公開の総合的な推進に関する都等の責務」とは関連がないため、請求にかかる公文書は作成しておらず、取得もしていない。	処分取消求める。事実上、情報提供拒否の実施機関多発している。公開条例第1条・第2条・第6条から請求時点の一般公開資料類（HP上公開等）の情報提供欠如した却下決定（第18条等）多数の諮問事案有。東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3（東京都コンプライアンステキスト）地方公務員法第27条～第37条（サービスの原則）の第35条（第32条履行）でも、窓口の都民対応が、接遇悪く、又、言語問題、等の多発する情報公開制度トラブル。 仮に、審査請求人への審査請求防害は、行政不服審査法違反を服務規律違反することとみなす。そもそもが、公開条例のいずれの条文も免除できない。東京都の説明責任を全うする東京都情報公開制度。本件以降、公開条例第34条免除するも不存在決定有。（審査請求中）そもそも、開示資料の写しの交付は何の条文なのか、判断せよ。職員の嫌がらせ実感（度々）する。	本件請求内容に記載された却下処分は、請求にかなう公文書が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）であり、両条例とも東京都公式ホームページ又は都民情報ルームにおいて閲覧できる情報であったことから、条例第18条第2項の規定に基づき却下処分したものである。 一方、条例第34条に規定する「情報公開の総合的な推進に関する都等の責務」とは、都民が都政に関する正確でわかりやすい情報を迅速に得られるよう、都政に関する情報を公表又は提供する情報公表施策及び情報提供施策の整備拡充を進め、情報公開を総合的に推進していくことを定めたものである。 したがって、却下処分と条例第34条の規定とは関連がなく、請求にかなう公文書は作成及び取得していないため、公文書不存在による非開示決定とした。
31	1398	令和元/10/29	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	知事部局内の各課で行っている「苦情処理シート」、「起案文書」及び「対応メモ」の一部開示決定について、非開示部分が異なる。同様な対象公文書であるにも関わらず、何故非開示部分が異なるのか。この理由が分かる文書。	令和元/8/6	非開示 （不存在）	【非開示理由】 知事部局内の各課で行っている「苦情処理シート」、「起案文書」及び「対応メモ」の一部開示決定について、非開示部分が異なる理由が分かる文書は、作成及び取得しておらず存在しない。	処分取消して、本件実施機関〇〇課長の決裁協議事案の整合性あるもの求める。数件の公開条例第7条2号乱用の全く内容不明事案4課実施機関有。 東京都の統一性の確保せよ。	請求人は、知事部局内のいくつかの課において開示請求を行い、「苦情処理シート」、「起案文書」及び「対応メモ」を一部開示決定により入手したところ、これらの公文書について、同様な公文書であるため非開示部分も同様であるはずなのに、各課により非開示部分が異なっていたことから、非開示部分が異なる理由が分かる公文書を求めたものである。 このことについて、これらの公文書については、同様な対象公文書といえども、それぞれの課により記載内容が異なることから、それに伴い、非開示部分も異なってくるものであり、非開示部分が異なる理由が分かる公文書は作成及び取得していないため、文書不存在による非開示決定とした。
32	1404	令和元/11/6	福祉保健局 総務部 総務課	福祉保健局総務部総務課文書担当は、〇生広情第〇号（H〇.〇/〇）中央研修資の非開示の考え方について異なるのが分かる資料求める。	令和元/8/21	非開示 （不存在）	【非開示理由】 福祉保健局総務部総務課文書担当は、平成〇年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における情報公開制度研修資料と考え方が異なる公文書は作成及び取得していないため、本請求に係る資料は存在しない。	不存在の取消し行い、下記の通り該当するもの決定求める。下記両課は、真っ黒の非開示出す為、何の文書か全く分からない諮問案件多数有。 福祉保健局生活福祉部保護課・地域福祉課民生委員児童委員担当は、〇生広情第〇号中央研修資料の非開示の考え方異なる決定事案の諮問件多くある。現在、弁明書・反論書の提出終わり、理由説明書一部份数出ており、意見書の提出行うところである。答申は、明白にして頂こうと考え、本件の請求及んでいる。整合性欠如は不法行為だ。 作成のものから、抜粋の処分庁指導担当課長代理業務から示す義務負う。 東京都の統一性の確保求める。	福祉保健局総務部総務課文書担当は、平成〇年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における情報公開制度研修資料と考え方が異なる公文書は作成及び取得していないため、本請求に係る資料は存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
33	1407	令和元/11/6	福祉保健局生活福祉部地域福祉課	地域福祉課民生委員・児童委員担当の○福保生地第○○号（○年○月○日）理由説明書-3の特段の必要性の基準示すもの求める。	令和元/9/17	非開示（不存在）	【非開示理由】 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	処分取消し求める。○○課長代理は、地方公務員法第33条違反示す。 ○○課長代理は、対応職員名回答拒む。基準分かるものとする。 今後は、まず「職員名簿一覧」請求する。	実施機関においては、職員が他の担当職員の名前を都民から問われた際、職員名の回答を拒否することができる根拠を定めた書面等は作成していないことから、通常、職員が他の担当職員の名前を都民から問われた際は、その状況に応じ、個別具体的な対応をしており、特段の必要性がない場合、これを知らせていない。 なお、実施機関において、この「特段の必要性」についての基準を示す書面等は作成していない。 以上の理由から、実施機関では、請求に係る公文書を作成、取得及び保有しておらず、当該対象公文書は存在しないため、非開示とする決定を行った。
34	1409	令和元/11/22	生活文化局総務部総務課	生活文化局総務部総務課人事担当は、当局他課・他局の相違有る「本人不同意」・「目的不明」な請求者の個人情報が記録残されているのは、○○第○○号（○年○月○日）事案：非開示の考え方は、個人情報の定義（開示請求書の請求事項）の見解の整合性計れず。以下のもの求める。人事担当の別途作成資料等全部求める。※あくまでも情報公開の開示請求する請求者の場合について求む。	令和元/9/19	非開示（不存在）	【非開示理由】 生活文化局総務部総務課人事担当では、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき個人情報の収集を行っており、○○第○○号で○○局○○部○○課が開示を行った中央研修資料の考え方に沿った事務を執行している。 そのため、開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	処分取消し求める。処分庁は、「苦情処理等シート」（都民の個人情報の用紙）が、個人情報取扱いする諮問事案有り、「請求者の自己情報」主張している。不存在理由は、条例上の収集す個人情報保護条例第4条だが、利用目的不明な苦情処理等シートの職員研修資料の請求者の個人情報の必要根拠・利用目的は全く分からない。 個人情報保護条例は、保有個人情報の自己情報開示請求を行うもの。苦情処理等シートが、保有個人情報の根拠欠くもの。整合性欠如。処分庁人事担当は、中央研修欠席の為、中央研修資料不知である。 都の統一性の確保の義務負う。	生活文化局総務部総務課人事担当では、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、届出を行った「保有個人情報取扱事務届出事項」に記載の事務の範囲内で適切に個人情報の収集を行っており、○○第○○号で○○局○○部○○課が開示を行った中央研修資料の考え方に沿った事務を執行している。 よって、上記請求内容に係る公文書については取得及び作成する必要がなく、存在しないことから条例第11条第2項に基づく非開示決定処分を行ったものであり、本件処分は適法かつ妥当なものである。
35	1412	令和元/12/2	福祉保健局総務部職員課	職員課保有分から、「保護課○○区指導担当○○課長代理の都民相手取り、通話上：怒鳴られている（○○課長代理主張）は、当都民への中傷考えるが、行政機関としての是非の判断分かるもの求める。	令和元/10/2	非開示（不存在）	【非開示理由】 該当する公文書を取得または作成しておらず、対象公文書が存在しないため。	処分取り消し求める。生活福祉部は、保護課○○区指導担当課長代理が、年々おかしい。 令和○年○月○日通話上、「何ですか？」との○○課長代理が何回も聞きかえず為、声量上げている。声届きにくいのかと声上げると「怒鳴るな」の主張の○○課長代理。待遇悪い反省欠いた課長代理の東京都組織規定第17条の懸念する。 その言動行為等の「待遇問題」否認出来るもの求めている。	該当する公文書を取得又は作成しておらず、対象公文書が存在しないため。
36	1414	令和元/12/2	福祉保健局総務部職員課	誤りのある都民の個人情報を使用した文書を作成及び利用できることが分かる文書	令和元/10/24	非開示（不存在）	【非開示理由】 該当する公文書を作成及び取得しておらず、対象公文書が存在しないため。	処分取り消し求める。○○区生活支援課は、誤った作成している。 本件は、請求と決定が、異なる。（日本語が、通用しない。）※作成は、いかなる性質の公文書でも、公文書となるものが、不正確あってはならない。	本件開示請求の対象は、「誤りのある都民の個人情報を使用した文書を作成及び利用できることが分かる文書」であり、これに該当する文書は存在しないため、非開示とした。 したがって、条例第11条第2項に基づいてなされた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
37	1420	令和元/12/23	福祉保健局生活福祉部保護課	〇〇区〇〇査察指導員〇〇係長（平成29・30年度）、〇〇係長（平成31年4月1日～令和元年度）は、別添〇〇第〇〇号第3-3（1）に定める医療要否意見書等を欠いているにもかかわらず医療扶助継続の要否について判断している。こうした〇〇区査察指導員の各年度の判断について、東京都保護課の各年度の〇〇区指導担当の〇〇課長代理（平成29年度）、〇〇課長代理（平成30年度）、〇〇課長代理（平成31年度4月1日～令和元年度）が適当だとみなしているその根拠が分かる資料	令和元/9/30	非開示（不存在）	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分取り消し求める。厚生労働省は、〇〇区を問題視。〇〇区〇〇査察指導員〇〇係長は、「誤った台帳（不正確な作成）」を庁内使い回して、何の問題があるのか分からない主張。※生活保護法細則第3条第1項第2号「台帳の整理」違反を堂々と主張の〇〇係長である。 「平成〇年度の〇〇区に対する指導検査結果通知 4 医療扶助の適正な実施について」※医療要否意見書欠いている指導。	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。
38	1421	令和元/12/24	総務局コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課	31総ココ第344号（令和元年10月2日）の「汚職等非行防止の手引」〈管理監督者向け〉令和元年7月コンプライアンス推進部：参考規定等－5 公益通報の処理に関する要綱第8条第5項の遅滞なく通知するものとは、どれほどの意味等か分かるもの求める。又、正当な事由欠いた場合でも「遅滞なく」が、永遠の期日使えるのか分かるもの求める。	令和元/10/24	非開示（不存在）	【非開示理由】 実施機関では、公益通報の受理・不受理に係る結果の通知に要する日数や期日を定めた文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取り消し求める。公開条例第1条目的（手引部分）何の通知（公益通報）も全く届かない事実有る。（採り消された公益通報）	審査請求人は、要綱第8条第5項中の規定について、通知に要する日数や期日を示す文書の開示を求めている。 しかし、当該事務において、当要綱以外に、通知に要する期間について定めた文書はなく、日数や期日を示す公文書は作成及び取得していないため、該当する公文書の不存在を理由として非開示決定を行った。
39	1422	令和元/12/24	総務局コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課	29総ココ第424号（H29、11/29）「汚職等非行防止ガイドブック」の内の公益通報の処理に関する要綱第12条3項の相違する「20日以上（1年以上過ぎる）過ぎても、何の結果の通知すら欠如」は、20日以内の遅滞なく規定異なる為、20日以上過ぎるも通知欠如の法的根拠分かるもの求める。	令和元/10/2	非開示（不存在）	【非開示理由】 実施機関では、請求に係る通知が20日を超過する場合等における対応について定めた公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取り消し求める。NPO担当職員・保護課職員について、平成〇年度、公益通報しているが、現在も、何の通知書も交付欠く。20ヶ月以上過ぎても欠く。 東京都組織規定従え。東京都情報公開条例第1条目的従え。 ※公益通報を拒否された。	公益通報に係る事務において、公益通報の処理に関する要綱以外に受理・不受理の結果の通知に要する期間について定めた文書はなく、20日を超過しても通知をしないことの法的な根拠を示す公文書は作成及び取得していないため、該当する公文書の不存在を理由として非開示決定を行った。 審査請求人は、審査請求書の中で、通報から20か月以上超過しても受理・不受理の結果の通知がないことを理由に、当該非開示決定処分の取り消しを求めているが、通知の有無は、審査請求人が開示を求める文書の存否とは関係がなく、非開示決定処分を取り消す理由にはならない。 加えて、審査請求人は、反論書の中で、東京都組織規程及び東京都情報公開条例第1条に従うよう求めているが、東京都組織規程違反及び東京都情報公開条例第1条に違反する処分は行っていない。また、公益通報を拒否されたと主張しているが、そのような事実はない。
40	1427	令和2/1/20	福祉保健局生活福祉部保護課	31福保〇〇第〇〇号（令和元年〇月〇日）の開示文書（No.1～No.26）又はそれ以外の国の通知上「放送大学」を生業扶助の支給対象としない（除外する）ことが分かるもの	令和元/11/6	非開示（不存在）	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分取り消し求める。〇〇区福祉事務所（生活援護課）は、「放送大学」を課長2名・係長11名・地区担当員1名の計14名の職員が、協議している。生業扶助（技能修得費）の申請は、「放送大学」却下している。学校教育法第5条履修制度の否認の〇〇区福祉事務所。 〇〇区は、「放送大学」の判断行う却下（計4回）行う。	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
41	1431	令和2/1/27	生活文化局 総務部 総務課	実施機関の保有（取得・作成）の電話請求可能な資料求める。 ※人事担当は、電話請求可の苦情処理等シートの作成有。	令和元/11/11	非開示 (不存在)	【非開示理由】 公文書開示請求を電話で受け付けることはしていないため、開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	処分の取り消し求める。諮問事案「〇〇シートは」は、電話請求の受付している。〇〇主任は、請求書の手続きの受付は、電話請求まで遡る説明有った為、本件の請求行った。 地方公務員法第35条とうりなら、口頭説明で足りる。 又、サービスの原則従えば、電話問答で足りる。	実施機関において公文書開示請求を電話で受け付けることは行っていないため、請求内容に係る公文書は、取得及び作成をしておらず、存在しない。
42	1435	令和2/1/30	福祉保健局 生活福祉部 保護課	検診を行っていない（欠如する）検診命令書に対し〇〇円を支払う裁量がわかる厚生労働省社会・援護局の通知（「生活保護問答集について」を含む。）	令和元/11/13	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 〇〇区は検診命令書を医師へ交付した〇〇円支払う。 〇〇区は〇第〇号－第〇検診命令の主張での検診欠如の〇〇円支払っている。（本人「不知」な健診命令書を医師へ交付：本人の検診欠如） 処分庁の〇〇区指導担当：〇〇・〇〇・〇〇は「検診」（是認の根拠分らない）欠如の〇〇円支払い是認（本件の相違） ※〇〇区は現在も、「検診（受診）」欠如の〇〇円支払い相当の主張。（都、区の共に地方公務員法35条反する。） 〇〇区は事前嘱託医の意見聴取欠き、本人不知の元での検診命令書を当該医師へ交付。又、当該医師は、検診欠いた〇〇円支払い受ける。厚生労働省の通知類を意見に置く。	本件開示請求の内容は、「検診を行っていない検診命令書に対し〇〇円を支払う裁量がわかる厚生労働省社会・援護局の通知（「生活保護問答集について」を含む。）」であり、そのような公文書は作成及び取得していないため、存在しない。よって、条例11条2項に基づき、本件処分を行ったものである。
43	1449	令和2/2/14	福祉保健局 生活福祉部 保護課	放送大学が技能修得費の対象となるか否かについて、東京都の平成31年度生活保護法施行事務指導検査実施計画と〇〇区福祉事務所が根拠としている基準が一致しないことがわかるもの	令和元/11/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 国⇄都→〇〇区と、国→〇〇区が合致しない。	開示請求の内容のような公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
44	1453	令和2/2/14	福祉保健局 生活福祉部 保護課	生業扶助（技能修得費）について、支給決定に際し申請者「本人について」当該扶助が必要か否かの判断をせずに却下することができる根拠（又は、申請者「本人について」当該扶助が必要か否かの判断をせずに決定する場合の根拠）	令和元/11/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 国の通知の問答は国の権限則る回答。 「本人について」国の回答消却した「大学について」都→区。 「〇〇福保生保第〇号（R元〇/〇）『生業扶助についてNo.1～No.26の計26点』の問答」 ※「本人について」消却した。都→区	本件開示請求の内容は、「生業扶助（技能修得費）について、支給決定に際し申請者「本人について」当該扶助が必要か否かの判断をせずに却下することができる根拠（又は、申請者「本人について」当該扶助が必要か否かの判断をせずに決定する場合の根拠）」であり、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
45	1454	令和2/2/14	福祉保健局 生活福祉部 保護課	生業扶助（技能修得費）の支給に関し、都内（区市）福祉事務所で「放送大学履修制度（学校教育法第5条）」を统一的に却下していることがわかるもの	令和元/11/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 〇〇福保生保第〇号（R元〇/〇）No.1～No.26。 No.10～No.15「生活保護問答集について」、No.17「監査の基準」社援第〇号→都の作成「指導検査の基準」→区の「実施方針の基準」作成	本件開示請求の内容は、「生業扶助（技能修得費）の支給に関し、都内（区市）福祉事務所で「放送大学履修制度（学校教育法第5条）」を统一的に却下していることがわかるもの」であり、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
46	1455	令和2/2/14	福祉保健局 生活福祉部 保護課	〇〇区が転院（元院に戻す）に際し、受診していない、検診も受けていない病院に対し、本人の同意なく紹介状の作成を求める（検診命令を行う）ことができる根拠	令和元/12/12	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 〇〇区の行政行為の請求している。 〇〇区は事前嘱託医の意見聴取欠き、本人不知の元での検診命令書を当該医師へ交付。又、当該医師は、検診欠いた〇〇円支払い受ける。 厚生労働省の通知類を意見に置く。	本件開示請求の内容は、「〇〇区が転院（元院に戻す）に際し、受診していない、検診も受けていない病院に対し、本人の同意なく紹介状の作成を求める（検診命令を行う）ことができる根拠」であり、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
47	1456	令和2/2/19	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	「31生〇〇第〇号（令和元年〇月〇日）」弁明書の根拠になる中央研修資料の該当部分求める。（公開条例第34条・第36条は、情報提供の義務はない。）	令和元/10/11	非開示 （不存在）	【非開示理由】 令和元年〇月〇日付31生〇〇第〇号「弁明書」において、東京都情報公開条例第34条及び第36条を引用して弁明を行っているが、平成31年度中央研修「情報公開研修」資料において、同条例第34条及び第36条について記載されている部分はないことから、請求にかなう文書は存在しない。	処分取り消し求める。弁明書の法令根拠要す。公開条例第1条目的（手引部分） 行政サービス（行政運営）の最善・最大の義務。（庁内、又は、郵送の交付「情報提供の義務はない。」統一性の確保欠く。の情報提供再三有る。） 又、「請求人」に対する請求の調整拒む実施機関や、事実の根拠（法的判断）の請求に対して、条例第4条の答申下す件では、「公務の適応能力免責」が明白。持論？当然の法理（地方公務員法第32条法令順守）、大声？職員の間接問題、等、補正書の実事関係？行政運営の事実、国の資料上、微細に、又、大変分かりやすい書き方：誰しにも客観的理解得るもの基準である。「東京都文書事務の手引き」、「職員ハンドブック」の参照での文書作成の義務負う（整合性：信義則）。（答申も同じく）	本件開示請求は、令和元年〇月〇日付31生〇〇第〇号「弁明書」を受けて、中央研修「情報公開研修」資料において、条例第34条及び第36条は、ホームページなどで公開している文書や公費で購入した書籍等の写しを請求人へ交付することを義務付けているものではない旨の記載があるか確認するために行ったものである。 このことについて、これらの公文書については、同条例第34条及び第36条について記載されている部分はないため、文書不存在による非開示決定を行った。
48	1502	令和2/7/14	生活文化局 総務部 総務課	別添の令和〇年〇月〇日の開示請求書の請求事項について、人事担当は、例規集等の特定求める。但し、3階情報公開ルームに有る為、特定部分の情報提供に務めよ。	令和2/3/18	非開示 （不存在）	【非開示理由】 開示請求内容に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	請求は、職員らの事実行為に対する求めであり、「不」（取得欠く・作成欠く）決定が、不整合示すので、処分取り消し求める。 職員らの組織連帯責任負う中、各局の統一性確保（東京都情報公開条例第1条目的）の欠如である。 地方公務員法第29条（逐条解説）示す。 地方自治法、地方公務員法、東京都組織規定、従え。	請求人が令和〇年〇月〇日付けで行った公文書開示請求に対して該当する文書が存在しないことから、関連する例規集等に係る公文書は取得及び作成をしておらず、存在しない。 よって、東京都情報公開条例（平成11年3月19日付東京都条例第5号）第11条第2項に基づいて非開示決定処分を行ったものであり、本件処分は適法かつ妥当なものである。
49	1531	令和2/10/2	福祉保健局 生活福祉部 保護課	東京都の認定する公的資格を全部分かるもの求める。 厚生労働省公式見解：社保第34号問70参照。	令和2/6/10	非開示 （不存在）	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 福祉保健局総務部職員課〇〇主事は、都の公的資格有る回答している。介護ヘルパー等々回答だが、福祉保健局HP上公開している応答。但し、多数有る為、一覧（作成のもの）表の公式提供求めたが、現在まで無く。	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。
50	1311	令和元/7/3	総務局 総務部 法務課	平成31年〇月〇日午後〇時～の審査会事務局〇〇課長代理（情報公開課）・審査庁〇〇主任（法務課）の審査請求書の理由に判断した処分庁：生活文化局管理法人課NPO法担当件・同局総務課人事担当件の処分変更について説明した議事録全部求める。（情報公開事務手引上の第20条示したもの）※但し、公文書上の東京都情報公開条例第20条欠く。 「取消or変更」手引。本件内の1件は、30総法査第〇〇号「裁決」却下。尚、取消通知・変更通知のいずれかあれば、原案消滅する。寄って、「裁決」は不利益となる。（原案欠く裁決）	平成31/4/11	非開示 （不存在）	【非開示理由】 実施機関では、当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため	処分取り消し求める。 本件は、〇生〇〇第〇号弁明書の相違（同事実関係について）する。そもそも、処分変更の法的根拠不明だ。	本件開示請求は、平成31年3月27日に、生活文化局広報広聴部情報公開課の職員及び総務局総務部法務課の職員が、請求人に対して、本件開示請求書に記載されている事項について説明した際の議事録の開示を求めるものであると解される。 処分庁は、この際の実況説明については口頭により課内で共有しているが、本件請求文書である議事録等を作成又は取得しておらず存在しないことから、条例第11条第2項の規定に基づき、本件非開示決定処分を行ったものである。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
51	1317	令和元/7/16	福祉保健局生活福祉部保護課	平成〇年〇月〇日・〇日・〇日の計3回の厚生労働省社会援護局保護課医療係〇〇「〇〇区の件」での連絡有った記録求める。(病状確認等欠如・未受診の検診料支払い等々)	平成31/4/8	非開示(不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	処分取消求める。備忘録(個人メモ)欠如はおかしい。(備忘録も決裁得れば公文書)国の権限職の連絡の記録欠いては、〇〇区の指導上の問題視難しい。又、公務上の国の連絡の為、何らかの作成等あって、しかるべきだ。東京都公開条例第1条目的・第2条定義。東京都コンプライアンス基本方針:行動指針1・2・3。 開示請求の回避目的の作成欠く不存在である。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
52	1327	令和元/8/6	福祉保健局総務部総務課	福祉保健局総務部及び生活福祉部の部長が、下記①・②の指導を行ったかどうか、その有無が分かるもの ①東京都情報公開条例第34条及び第36条に規定する「情報提供」を拒む指導 ②行政不服審査法第84条等に規定する「審査請求書」(白紙)の提供を拒む指導	平成31/4/19	非開示(不存在)	【非開示理由】 当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	処分取消求める。事実について本件請求。法的根拠資料(作成・取得)欠いた保護課〇〇の問題有ったか無かったかは処分庁の説明義務。公開条例1条。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
53	1334	令和元/8/7	生活文化局広報広聴部情報公開課	平成31年〇月〇日午後〇時～の審査会事務局〇〇課長代理(情報公開課)・審査庁〇〇主任(法務課)の審査請求書の理由に判断した処分庁:生活文化局管理法人課NPO法担当件・同局総務課人事担当件の処分変更について説明した議事録全部求める。(情報公開事務手引上の第20条示したもの)※但し、公文書上の東京都情報公開条例第20条欠く。「取消or変更」手引。本件内の1件は、30総法査第〇〇号「裁決」却下。尚、取消通知・変更通知のいずれかあれば、原案消滅する。寄って、「裁決」は不利益となる。(原案欠く裁決)	平成31/4/11	非開示(不存在)	【非開示理由】 請求内容に記載されている特定日付において説明した内容について記載した文書を作成及び取得していないため	処分取消求める。職員間の組織連帯責任としての共通理解示すもの求める。 公開条例第7条2号は、個人情報保護に関する条例第2条2号定義の判断。しかし、都は、知事部局の上記条文の判断の差異なる。寄って、職員間の共通理解欠如による東京都コンプライアンス基本方針:行動指針1・2・3、公開条例第1条目的・第2条定義の異なる職員らである。	本件請求内容は、特定の日付において、生活文化局広報広聴部情報公開課の職員及び総務局総務部法務課の職員が行った一部開示決定について、処分変更を行った理由に關しての会話内容が記載された文書を求めるものである。 処分庁では、当日話をした内容については、特に記録を作成する必要がないと判断したため、文書の作成を行っていない。 よって、請求に係る文書を作成及び取得していないことから、本件開示請求に対し、文書不存在による非開示決定を行った。
54	1344	令和元/8/16	福祉保健局生活福祉部保護課	平成〇年〇月～〇月の間に〇〇の間合せ有った保護課作成記録(〇年〇月〇日第〇号〇〇調査書上有った。)	令和元/5/27	非開示(不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	〇〇は、公式書面に、都へ問い合わせ確認したと有。その為、処分庁の対応職員の備忘録等の何ら記録要す。又は〇〇の確認した事実関係の有無の示す弁明書要す。 〇〇の間合せ有・無のいずれかを弁明せよ。	当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。
55	1408	令和元/11/11	総務局人事部人事課	総務局人事部人材育成班の地域福祉課のやり取りした議事録全部求める(〇〇課長代理についての件)。※本年の〇/〇・〇/〇。	令和元/9/19	非開示(不存在)	【非開示理由】 「総務局人事部人材育成班の地域福祉課のやり取りした議事録全部求める(〇〇課長代理についての件)。※本年の〇/〇・〇/〇。」という請求に係る公文書は作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取消し求める。処分庁2名の相違有り、事実不明。審査請求人の主張(事実)否定されている処分庁。複数主張の〇〇課長代理、本人のみの〇〇、虚言はどちらか。 民生委員は地方公務員法第3条第3項第3号「特別職の公務員」生活困窮に陥る青年支援の義務負う民生委員の防犯意識・ゲートキーパー活動の研修欠く民生委員担当である。青年犯罪・青年被害は、大人達の社会作りの問題だ。	「総務局人事部人材育成班の地域福祉課のやり取りした議事録全部(〇〇課長代理についての件)※本年の〇/〇・〇/〇」という請求に係る公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
56	1433	令和2/1/30	福祉保健局生活福祉部保護課	令和元年〇月〇日・〇日の福祉保健局生活福祉部保護課職員が厚生労働省社会・援護局保護課へ生業扶助に関する問い合わせをした際の記録	令和元/11/13	非開示(不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。「全国統一性の確保」は、〇〇区独自独断の基準が不法行為。 厚生労働省社会・援護局保護課基準係〇〇職員へ、〇〇主任と計2回、一緒に問答の連絡している。〇〇主任は単独で、〇/〇に国へ問答(再度)している。又、〇〇区は、国の通知の決定が、点数足らず、不利なもの決定欠如。(故意犯)	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
57	1434	令和2/1/30	福祉保健局生活福祉部保護課	令和元年〇月〇日・〇日に福祉保健局生活福祉部保護課〇〇が厚生労働省社会・援護局保護課へ生業扶助に関する問い合わせを行った件について、福祉保健局生活福祉部保護課〇〇区指導担当〇〇が〇〇区〇〇へ連絡を行った際の記録	令和元/11/13	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。条文の判断有っても、法律違反の〇〇係長(〇〇区)の故意犯。 〇〇区は、国・都の指導拒む。	当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。
58	1436	令和2/1/30	福祉保健局生活福祉部保護課	令和元年〇月〇日から同月〇日までの間、保護課医療担当〇〇から〇〇区〇〇係〇〇へ〇第〇〇号-II-3稼働能力に係る内容並びに31福保〇〇第〇〇号で開示決定を受けた文書(No.10からNo.16まで及びNo.17)に関する内容について連絡を行った際の記録	令和元/11/25	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。事実行為の有無分からない。 〇〇区福祉事務所は、平成〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号-II-3稼働能力の実施欠如。 平成〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号「生活保護行政の適正な運営の手引き」は〇〇区査察指導員〇〇知るが、対応業務欠如。 〇月〜何回となく、上記の手引きを従うよう苦情出すが全く無視。 <主観・私見>の査察指導員〇〇の差別心強い。〇〇の職権濫用は、保護課知るが、全く放任状態である。 〇〇の偽証は、当院の証言有り。台帳のわい曲到る。口頭の訂正対応するが、訂正請求は争う〇〇である。	本件開示請求の内容は、「令和元年〇月〇日から同月〇日までの間、保護課医療担当〇〇から〇〇区〇〇係〇〇へ〇第〇〇号-II-3稼働能力に係る内容並びに31福保〇〇第〇〇号で開示決定を受けた文書(No.10からNo.16まで及びNo.17)に関する内容について連絡を行った際の記録」であり、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
59	1450	令和2/2/14	福祉保健局生活福祉部保護課	「放送大学について」〇〇区とやり取りをしたことに関し、保護課指導担当Bグループ〇〇から〇〇区〇〇へ連絡した際の記録(本年8月)	令和元/11/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 都民の声カード、ワークシートの作成欠く怠慢(服務規律反する)	本件開示請求の内容は、「「放送大学について」〇〇区とやり取りをしたことに関し、保護課指導担当Bグループ〇〇から〇〇区〇〇へ連絡した際の記録(本年8月)」であり、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
60	1451	令和2/2/14	福祉保健局生活福祉部保護課	外国籍の不服申立ての教示の件に関し、保護課〇〇区指導担当〇〇から〇〇区〇〇へ連絡した記録	令和元/11/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 都内のヘイトスピーチ原因「保護課」 国の通知を使う連絡内容欠く主観的やり取り都一区 ※違反<憲法第11条・第13条・第14条・第98条>人種差別撤廃条約第4条違反の都・区の職員らである。	本件開示請求の内容は、「外国籍の不服申立ての教示の件に関し、保護課指導担当〇〇から〇〇区〇〇へ連絡した記録」であり、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。
61	1452	令和2/2/14	福祉保健局生活福祉部保護課	〇〇区指導担当〇〇が〇〇区〇〇と「外国籍について、憲法10条の解釈運用」に関しやり取りしたことが分かる記録等	令和元/11/29	非開示 (不存在)	【非開示理由】 東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	処分の取り消し求める。 都の棄却を福祉事務所の教示文欠く理由付けの原因：憲法第10条主張の〇〇区。 国籍不問の訴訟提起可。 外国籍の不服申立てできるのが教示が必要となるが、棄却となる。その為、福祉事務所の教示文欠如の研修している。課長代理業務について都職員は服務規律従え。 憲法32条違反示す。人種差別は、憲法14条違反。憲法13条公共の福祉を争点とする本件。 棄却の裁決書は東京地裁へ訴訟提起できる。	本件開示請求の内容は、「〇〇区指導担当〇〇が〇〇区〇〇と「外国籍について、憲法10条の解釈運用」に関しやり取りしたことが分かる記録等」であり、当該公文書は作成及び取得していないため、存在しない。